

平成24年4月1日施行

「多久市暴力団排除条例」を施行しました

■問い合わせ 総務課 行政係 ☎75-2112



この条例は、多久市、多久市民、事業者が一体となった取り組みで暴力団の排除を推進し、安全で平穏な生活の確保と社会活動の健全な発展のために制定したものです。

基本理念

- 暴力団が市民の生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを認識する。
- 「暴力団を恐れない」「暴力団に対して資金を提供しない」「暴力団を利用しない」「暴力団事務所を開設させない」

市の責務

○市は、基本理念にのっとり、国、県、他の市町、市民、事業者および警察、佐賀県暴力追放運動推進センターなどの関係機関と連携し協力して、暴力団の排除のための施策を推進する。

市の事務および事業における措置

市が実施する公共工事その他の市の事務・事業から暴力団を排除するための措置を講じます。

- * 市が実施する入札に暴力団等を参加させないための措置
- * 市と契約を締結した者に暴力団等と下請契約を締結させないための措置



公の施設の暴力団の利用制限

市または指定管理者は、市が設置する公の施設が、暴力団の活動に利用されることにより暴力団の利益になると認めるときは、利用を許可しない等の措置を講じます。



生徒に対する教育のための措置

青少年が暴力団に加入したり、暴力団犯罪の被害に遭わないようにするための必要な教育等を行います。



広報および啓発

暴力団の排除の重要性について理解を深め、暴力団の排除に関する気運が醸成されるよう、必要な広報および啓発を行います。

市民等に対する支援等

暴力団の排除活動に取り組むことができるよう情報の提供、助言その他の必要な支援を行います。

市民、事業者の責務

- 市民は、暴力団の排除のための活動に取り組むよう努め、市が実施する暴力団の排除のための施策に協力するよう努める。
- 事業者は、その行う事業によって暴力団に利益を与えないようにするとともに、市が実施する暴力団の排除のための施策に協力する。
- 市民、事業者は、暴力団の排除に有効と思われる情報を知ったときは、市および警察その他の関係機関等に対し、当該情報を提供するよう努める。

借金問題・過払い金返還請求の

広告



(まる) 司法書士法人
Maro 磨法務事務所

〒840-0816 佐賀県佐賀市駅南本町 1-23
TEL:0952-29-0415 代表司法書士 横尾 勝義
佐賀県司法書士会所属 認定番号第 130016 号
※司法書士法第3条第1項の範囲内に限ります

ご相談は **磨** へ。

日曜相談会開催中!

登記
手続
債務
整理



ゼロをまわしてマロ に行こう!

通話無料 **0120-006-215**